

2020年10月21日

投資家の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」  
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

このたび当社では、下記の通り、追加型証券投資信託「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>（愛称：メインアベニュー）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2021年1月15日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行っております。

つきましては、当ファンドのご購入に際しましては、当該信託の終了（繰上償還）が行われる場合がある旨あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 投資信託契約の解約（繰上償還）の理由

当ファンドは、2007年6月7日に設定後、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、純資産総額をなかなか増加させることができず、近年は減少の一途を辿っており、2020年8月末現在で約2.7億円となっております。受益権総口数につきましても、投資信託約款に定めている5億口を割り込む状況が続いております。このため、十分な分散投資効果を発揮することができず、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了することといたしました。

## 2. 繰上償還手続の日程等

①基準日 : 2020年10月21日(水)

②異議申立期間 : 2020年10月21日(水) から 2020年11月30日(月) まで

③繰上償還予定日 : 2021年1月15日(金)

なお、2020年10月20日(火)以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については、上記の異議申立の権利はございませんのでご了承ください。

以 上